

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（次項、附則第十四項第二号及び第十五項において「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

附則第八項中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附則第十四項第二号中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第十五項中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第七項第二号及び第八項の規定は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）が令和二年四月一日（以下「適用日」という。）以後の障害補償年金について適用し、災害発生の日が適用日前の障害補償年金については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第十四項第二号及び第十五項の規定は、災害発生の日が適用日以後の遺族補償年金について適用し、災害発生の日が適用日前の遺族補償年金については、なお従前の例による。